

## 第9回河南町協働のまちづくりを考える懇話会 資料③

### ◎テーマ2. 『条例の総則について』 ～条文例～

|             |         |  |
|-------------|---------|--|
| 条例制定の目的について | (八尾市)   | この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。 |
|             | (吹田市)   | この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他執行機関等それぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。                           |
|             | (阪南市)   | この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的な事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。   |
|             | (和泉市)   | この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本的な事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。   |
| 条例の位置付けについて | (大阪狭山市) | この条例は、本市の市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。   |
|             | (柏原市)   | この条例は、まちづくりの基本となるものであり、市民及び市の機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。   |
| 住民の定義について   | (池田市)   | 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。   |
|             | (大東市)   | (1) 市民 市内で在任、在勤または在学する者をいう。<br>(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。   |
|             | (和泉市)   | (1) 市民 市内住み、働き、又は学ぶ者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。<br>(2) 事業者 事務所又は事業所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいいます。  |

### ◎テーマ3. 『条例の理念・原則について』 ～条文例～

|       |                |              |   |
|-------|----------------|--------------|---|
| 柏原市事例 | 第1章 総則         | (まちづくりの基本理念) | 第4条 まちづくりは、夢のある地域社会の実現に向けて、柏原市の現在及び未来に責任を負うことのできる市民主体のまちづくりを行うものでなければならない。<br><br>2 まちづくりは、市民と市の機関が「パートナーシップの精神」に基づいて推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。   |
|       | 第2章 まちづくりの基本原則 | (基本原則)       | 第5条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。<br><br>(1) 市民及び市の機関は、対等の立場に立ち、協働してまちづくりを推進すること。<br><br>(2) 市民は、まちづくりへの参加の機会が公正かつ平等に保障されること。<br><br>(3) 市民及び市の機関は、互いにまちづくりに関する情報を共有しあうこと。<br><br>(4) 市民公益活動は、自主性及び自立性を基本とし、尊重されること。<br><br>(5) 市民及び市の機関は、一人ひとりの人権を尊重すること。 |

◎テーマ3. 『条例の理念・原則について』 ～条文例～

|         |               |              |  |
|---------|---------------|--------------|--|
| 阪南市事例   | 第2章 基本理念      |              | 第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。 |
|         | 第3章 基本原則      | (参画及び協働の原則)  | 第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。  |
|         |               | (情報共有の原則)    | 第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。  |
|         |               | (財政自治の原則)    | 第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。                                     |
| 大阪狭山市事例 | 第2章 市民自治の基本原則 | (人権の尊重)      | 第4条 市民、議会及び市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が発揮されるまちづくりを推進するものとする。   |
|         |               | (情報の共有)      | 第5条 市民、議会及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。  |
|         |               | (市民参画)       | 第6条 市は、市政運営に当たっては、市民の参画を保障するものとする。   |
|         |               | (協働)         | 第7条 市民、議会及び市は、相互理解の下、信頼関係を深め、協働してまちづくりを推進するものとする。  |
| 島本町事例   | 第2章 基本原則      | (まちづくりの基本原則) | 第4条 この条例に定める目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする。  |
|         |               |              | (1) 住民、議会及び町は、一人ひとりの人権を尊重すること。   |
|         |               |              | (2) 町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。   |
|         |               |              | (3) 住民、議会及び町は、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを推進すること。  |
|         |               |              | (4) 住民、議会及び町は、互いに情報を共有し、町はその保有する情報を積極的に提供すること。   |
|         |               |              | (5) 住民、議会及び町は、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。   |

◎テーマ4. 『情報・説明について』 ～条文例～

|        |                       |                 |  |
|--------|-----------------------|-----------------|--|
| 岸和田市事例 | 第7章<br>市政運営の原則        | (情報の共有)         | 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。   |
|        |                       | (個人情報の保護)       | 第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。<br>2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。 |
|        |                       | (説明責任)          | 第23条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。   |
| 吹田市事例  | 第6章<br>情報共有、<br>情報公開等 | (情報共有の推進)       | 第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければならない。   |
|        |                       | (情報公開及び情報提供)    | 第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければならない。<br>2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するように努めなければならない。                   |
|        |                       | (個人情報の保護)       | 第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければならない。  |
| 島本町事例  | 第6章<br>情報共有、<br>情報公開等 | (情報の共有)         | 第11条 町は、住民の参画と協働の実効性を確保するため、住民の共有財産である町の情報を住民にわかりやすく提供するものとする。<br>2 町は、多様な媒体を通じて広報活動の充実を図るなど、情報提供の体制整備に努めるものとする。                         |
|        |                       | (説明責任)          | 第12条 町は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について住民に対し、説明責任を果たさなければならない。<br>2 町は、町政に関する住民の意見、要望、提案等に対し誠実に応答しなければならない。                       |
|        |                       | (情報公開及び個人情報の保護) | 第13条 町は、町政に関する情報について、住民との共有を図るため、情報公開を推進するものとする。<br>2 町は、個人情報を保護するための取扱いを徹底し、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置をとらなければならない。                          |